

1. 目的

本規約は、ホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」といいます。）の商標（登録されているか否かは問いません。以下「ホクレン商標」といいます。）を使用する場合の条件・手続き等について定めます。

2. 適用対象

- (1) 本規約は、申請者および使用者に対し適用し、申請者は、許諾されたホクレン商標の使用について、使用者の行為を含め、全ての責任を負います。
- (2) 本規約の他に個別の規約（その他規約に類するものを含みます。以下同じです。）が提示された場合、申請者および使用者は、個別の規約に従って下さい。なお、個別の規約に定めがない事項については、本規約が適用されます。

3. 使用の原則

- (1) ホクレンが申請者に許諾するホクレン商標の使用範囲は、ホクレンが交付する「商標使用許諾証」の内容に限定し、その使用権は、通常使用権とします。
- (2) 申請者または使用者（以下「申請者等」といいます。）は、第三者に対し使用許諾をすること、または第三者による使用・複製の許諾をすることはできません。
- (3) 申請者等は、第三者に使用の権利を譲渡することはできません。
- (4) 申請者等は、ホクレン商標と誤認されるおそれのある類似商標の使用・出願をすることはできません。
- (5) 申請者等が本規約に違反した場合、ホクレン商標を不正に使用（本申請内容以外の使用を含みます。）もしくは第三者への使用許諾をした場合、またはホクレンの信用失墜などのおそれがあるとホクレンが判断した場合、ホクレンは申請者に対し、警告、使用中止要求、使用許諾取り消し、信用回復措置の要求または損害賠償の請求等の全てまたはいずれかを行います。

4. 使用許諾の申請とルール

- (1) 申請者は、使用開始前に、ホクレンに対し「商標使用申請書」を提出し、ホクレンが「商標使用許諾証」を交付することでホクレン商標を使用することができます。
- (2) ホクレンは、申請者からの申請内容を審査し、ホクレンの事業推進に有用と判断した場合にのみ、その使用を許諾します。
- (3) ホクレンは、使用を許諾するにあたり、使用範囲・方法など条件を付ける場合があり、申請者等がその条件を遵守しない場合、本規約に違反したものとみなします。

5. ホクレン商標の表示にあたっての必要条件

- (1) 申請者等は、ホクレンが許諾したホクレン商標と同じ商標を使用するものとします。ホクレン商標を他の語句、記号、数字、色等を付加、もしくは一部削除または省略しての使用はできません。
- (2) ホクレンは、ホクレンが想定するホクレン商標の用途と一致する商品（原材料を含みます。）・役務にのみ使用を認めます。
- (3) 申請者等は、ホクレン商標を使用する商品に、出所（製造者名および販売者名、商号等）を明示するものとします。
- (4) 申請者等は、ホクレン商標を使用した商品をまとめて収容または出荷する容器（ダンボール等）に、商品製造者名を明示するものとします。
- (5) 申請者等は、ホクレン商標を商品・役務のPRのために作られる販促

用ツール（パンフレット、ポスター等）、ホームページ、建物、看板または車両への表示に使用する場合、制作責任者の明示もしくは直ちに責任者がわかる管理をするものとします。

6. ホクレン商標の許諾使用料

有償を基本とします。ただし、ホクレンが取扱う北海道産農畜産物の拡販等のために使用する場合、ホクレンの判断で無償とすることがあります。

7. 申請者等が負う義務

- (1) 申請者等は、ホクレン商標の使用にあたり、関係法規等を遵守することはもとより、ホクレン商標の機能・価値を損なうことがないよう商品・役務の品質維持を保証するものとします。
- (2) 申請者等は、ホクレンがホクレン商標の使用状況の報告を求めた場合、ホクレンの指定する期日までに報告するものとします。
- (3) 申請者等は、第三者がホクレン商標の権利を侵害する事実（侵害のおそれを含みます。以下同じです。）を発見した場合、または第三者からのクレームを受けた場合、速やかにホクレンに連絡するものとします。
- (4) ホクレン商標の使用に関し、第三者からの権利侵害の申し出もしくはクレーム、または製品事故等が発生した場合、申請者等が自らの経費と責任をもって、侵害の排除、回収または賠償等を行うものとします。また、その権利の侵害もしくはクレーム、または製品事故等によりホクレンが損害を被った場合、申請者は、その全ての損害（使用者に起因する損害を含みます。）を賠償するものとします。
- (5) 申請者等は、ホクレンが申請者に使用を許諾したホクレン商標に関し、ホクレンが第三者との係争、審判、訴訟等を行う場合、ホクレンに協力し、共に対処するものとします。なお、その際の具体的な方法や費用等は、その都度協議の上決定するものとします。

8. 許諾に関わる使用期間

使用許諾期間は、最長3年間とします。申請者が使用延長を希望する場合、許諾期間満了日の2ヶ月前までに「商標使用申請書」をホクレンに提出するものとします。申請者の申請が遅れた場合、ホクレンは、ホクレン商標の使用を認めないことがあります。

9. 反社会的勢力の排除

- (1) 申請者等は、ホクレンにホクレン商標の使用を申請する時点において、①暴力団、②暴力団員、③暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、⑦社会運動標ぼうゴロ、⑧特殊知能暴力集団、⑨①～⑧に準ずる者（①～⑨をまとめて「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、または反社会的勢力との接触もしくは関与がないことを確約します。
- (2) 申請者等が前項の確約に違反したことが判明した場合、反社会的勢力であることが判明した場合、または反社会的勢力との接触もしくは関与が判明した場合、ホクレンは、催告なく使用許諾取り消し、申請者等との契約・合意の全部または一部の解除を行います。

10. その他

本規約、商標使用申請書、使用許諾条件またはホクレン商標の適切な使用について疑問がある場合には、ホクレンにご相談下さい。